

国立大学法人滋賀医科大学知的財産ポリシー

平成24年12月12日 役員会承認

はじめに

滋賀医科大学は、本学の理念及び使命にもとづき、医学並びに看護学の領域において社会に貢献することを目指している。医学並びに看護学の領域において研究面から社会に貢献するために有効となるのは知的財産である。知的財産とは、本学の研究活動から生み出された知的資産のうち、産業上利用価値があるとされる発明等をいう。

こうした知的財産の創出、管理、活用に関する基本的な方針を定め、知的財産運用の指針とするとともに、本学の研究者等に周知を図ることを目的とし、知的財産ポリシーを定める。

1. 基本的考え方

知的財産ポリシーは、本学の研究者等を対象とし、本学の理念及び使命のもと、産学連携等を推進し各種の活動成果を社会に還元することを基本的な目標とする。活動成果を社会に還元するためには、知的財産の効果的創出と効率的管理及び積極的な活用推進が必要となる。

本学の知的財産は、本ポリシーを基本とし、知的財産委員会規程、職務発明取扱規程に従い運用する。

2. 知的財産の取扱いと権利の帰属及び承継

本学は、本学の責任において、知的財産シーズを積極的に発掘し権利化を支援する。こうした観点から、本学の資金、施設、設備等を用いて行った研究により生み出された発明等は、職務発明であり、その権利について帰属判定を行い、機関帰属が適切であると判断された場合には、本学がその権利を承継する。ただし、本学がその権利を承継しないと判断した発明等は、発明者本人に返還する。

発明等に関する権利の帰属認定、承継、その後の管理及び活用推進については、知的財産委員会がこれを行う。

3. 知的財産の活用推進

本学が承継した発明等については、速やかに権利化を図ると共にその価値を高め、知的財産委員会において、発明等をもとにした共同研究や受託研究の推進、企業への実施許諾等により、活用推進に積極的に努める。

発明等に伴う報償は適切に行い、発明者へのインセンティブとなるよう配慮する。

附則

本知的財産ポリシーは、平成24年12月12日から施行する。